

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 17 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 9 月 1 日から 19 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 17 年 4 月 1 日から A 社（昭和 20 年 8 月に B 社に商号変更）に勤務した。厚生年金保険の保険料控除の事実が確認できる給与明細書等は残っていないが、勤務していたことは確かであり、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の入社経緯、職務内容等に係る説明が具体的で、主張に信憑<sup>びよう</sup>性が認められること、及び A 社における複数の同僚の具体的な供述から判断して、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚のうち、1 人は、「私は入社当初から加入している。他の作業員が当初から加入できないというのは、おかしい。」と供述している上、別の 1 人は、「申立人のような正社員で現場作業に従事していた人なら、加入しているはずだ。」と供述している。

一方、現存する B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、10 人の従業員が記載されているに過ぎず、終戦まで勤務していたとされる 1,000 人近い従業員のほとんどが記載されていないところ、当初の被保険者名簿は、昭和 23 年 \* 月に発生した C 県 D 課（現在の年金事務所）の火災により焼失し、現存する被保険者名簿は、当該火災後に在職し

ていた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿については、何らかの事情により、かなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、昭和 23 年\*月の火災により被保険者名簿が焼失したことのほか、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 17 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月3日

平成16年8月支給の賞与に係る給与支給明細書で、厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の賞与に係る給与支給明細書の写しにより、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、当該給与支給明細書の支給額及び厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 9 月 24 日から 28 年 1 月 15 日まで  
② 昭和 28 年 8 月 1 日から 31 年 2 月 10 日まで  
③ 昭和 31 年 3 月 1 日から 35 年 1 月 20 日まで

私は、昭和 59 年に年金の裁定請求をした際、申立期間が脱退手当金受給済期間であることを初めて知った。脱退手当金制度があることを知らない上、脱退手当金を受給した記憶もない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 11 か月後の昭和 35 年 12 月 27 日に支給決定されたこととなっており、申立期間③の事業所である A 社において脱退手当金の受給記録がある人は申立人以外に 3 人いるが、いずれも資格喪失日から 1 年以上経過していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、最初の事業所で各申立期間より長期間である約 6 年の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和63年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月30日から同年8月1日まで

厚生年金保険の資格喪失日が昭和63年7月30日となっているが、私は、A社に同年7月末日まで在籍し、同年7月分の社会保険料を控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、その給与明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の社会保険事務所（当時）の記録における同社での資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日の昭和63年7月30日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、厚生年金保険の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後

に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年9月から61年3月までの期間及び62年4月から63年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から63年2月まで

私は、結婚する昭和63年2月まで、健康保険は父親の扶養に入っており、その手続はすべて父親がしてくれていた。国民年金についても、私が20歳になった時期に父親が加入手続をし、保険料も納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

なお、昭和61年度分の保険料については、父親が私の保険料を納付してくれていたにもかかわらず、私が過年度納付してしまい、二重払いとなっているはずなので、その分の保険料は還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付をしてきていたとしており、申立人自身はこれらに関与していない上、父親は既に他界しており、当時の状況は不明であるほか、父親が保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和63年3月ごろ国民年金（第3号被保険者）の加入手続を行ったと確認できるが、申立人には現在所持する年金手帳（昭和61年4月以降発行）以外の年金手帳の記憶は無いなど、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。



さらに、申立期間当時、申立人のほかに家族で国民年金に加入していた者はおらず、その父親が申立人の国民年金の加入手続や保険料納付をしていたこと推認できる周辺事情をうかがうこともできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和60年9月から61年3月までの期間及び62年4月から63年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から49年6月まで

申立期間の保険料は納税組合に納めていたと思う。

また、婚姻後は妻の保険料とともに納税組合に納めていたと思う。妻が納付済みで私が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、18歳ごろから家業を受け継ぎその母親及び妻の国民年金保険料を同時に納付してきたと述べている申立人は、年金手帳の初めて被保険者となった日が昭和45年\*月\*日と記入されていることから、自身の保険料が納付されないことはないと主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の被保険者から昭和50年ごろに払い出されたと推認でき、資格取得を申立人の20歳到達日である45年\*月\*日に遡<sup>さかのぼ</sup>って適用されたものと考えられることから、申立期間の一部は時効により納付できないほか、資格取得日は、保険料の納付の有無にかかわらず、被保険者資格を取得した日が記載されたものであることから、申立人が同日から保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人とその妻の国民年金被保険者名簿から、昭和50年9月以前の保険料は必ずしも夫婦同時に納付されておらず、加えて、51年10月4日に時効とならない納付可能な期間を申立人だけが過年度納付しているなど、申立人の供述は不自然である。

その上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は無く、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年9月まで  
会社を退職する際、その後の必要な手続等に従い市役所で国民年金に加入し、毎月期限までに市役所又は金融機関等で納付していたはずである。申立期間が未納となっていることは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、平成元年1月ごろに会社を退職した後、国民年金の加入手続を市役所で行い、継続的に保険料を納付したとしているが、申立期間当時の保険料の納付場所、納付方法等に関する申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、申立期間中、年金手帳を所持したことは無く、申立人が唯一所持している年金手帳には、初めて被保険者となった日として「昭和64年1月1日」と記載されていることが確認できるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の被保険者の加入状況から、平成6年9月ごろに払い出されていると思われることから、この時期に申立人が新規に加入手続を行い、元年1月に遡<sup>さかのぼ</sup>って資格取得をしたことがうかがわれる。

加えて、平成6年9月以前に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め

ることはできない。

## 石川厚生年金 事案 314

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 25 日から 47 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 10 月から A 社で勤務していたが申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同期間も継続して勤務し保険料を支払っていたので被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の同僚の供述から判断して、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録では、申立人は、申立期間において夫の被扶養者となっており、扶養開始年月日が昭和 41 年 8 月 26 日と記載されていることが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の昭和 34 年 10 月 1 日の資格取得時と、47 年 1 月 1 日の再取得時では、別の健康保険整理番号が払い出されているほか、申立期間における記録訂正等の形跡も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。